

各位

東京都千代田区麹町三丁目2番4号  
会社名 株式会社スリー・ディー・マトリックス  
代表者名 代表取締役社長 岡田 淳  
(コード番号: 7777)  
問合せ先 取締役 新井 友行  
電話番号 03 (3511) 3440

## 第2回及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに 第25回新株予約権の発行要項の修正に関するお知らせ

当社は、2020年11月10日付の取締役会決議において、2020年4月14日付の取締役会決議に基づき2020年4月30日に第三者割当によりCVI Investments, Inc. (以下「本保有者」といいます。)に対して発行された第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに第25回新株予約権 (以下「本既存CB等」と総称します。)について、それぞれの発行要項を修正すること (以下「本修正」といいます。)を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 1. 修正の理由

当社は、2020年4月14日に第三者割当により本保有者に対して本既存CB等を発行しましたが、2020年11月10日付の取締役会決議において、同じく本保有者に対して、新株式 (以下「本新株式」といいます。)並びに第27回新株予約権及び第28回新株予約権 (以下、併せて「本新株予約権」といいます。)を発行することを決議いたしました。これに伴い、本新株式並びに本新株予約権の発行及び行使価額の修正については、本既存CB等に係る調整条項の適用対象外とすべく、本既存CB等の唯一の保有者である本保有者からの同意を取得した上で、本新株式及び本新株予約権が本保有者に対して発行されることを条件として、本修正を行うものです。なお、当社は、本既存CB等と同時に本保有者に対して第24回新株予約権も発行しておりますが、第24回新株予約権は既にその行使が完了しているため、本修正の対象としておりません。本既存CB等の発行の詳細につきましては、2020年4月14日付「第三者割当による第2回及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに第24回新株予約権 (行使価額修正条項付) 及び第25回新株予約権の発行に関するお知らせ」を、本新株予約権の発行の詳細につきましては、2020年11月10日付「第三者割当による新株式並びに第27回新株予約権 (行使価額修正条項付) 及び第28回新株予約権の発行に関するお知らせ」をそれぞれご参照下さい。

当社は、本保有者との間で、2020年11月10日付で本既存CB等の発行要項の修正に関する合意書を締結しています。かかる合意書においては、本新株式及び本新株予約権が本保有者に対して発行されることを条件として本修正について合意することとされています。

なお、本修正は、本保有者に有利な条項である転換価額又は行使価額の下方調整条項が適用される範囲を限定するものであり、株主以外の者に対し特に有利な条件となるものではないため、本修正にあたって、当社の株主総会決議は実施されません。

### 2. 修正の内容

本修正の内容は、別紙のとおりです。なお、本修正の効力発生は、本新株式及び本新株予約権が本保有者に対して発行されることを条件としています。

以上

(別紙)

(下線部変更箇所)

第2回新株予約権付社債

現行要項	変更案
<p>(前略)</p> <p>12. 本新株予約権の内容</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法</p> <p>(中略)</p> <p>(二) 転換価額の調整</p> <p>(中略)</p> <p>② 新株式発行等により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>(i) 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を除く。)(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。))の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、<u>及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。</u>)</p>	<p>(前略)</p> <p>12. 本新株予約権の内容</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法</p> <p>(中略)</p> <p>(二) 転換価額の調整</p> <p>(中略)</p> <p>② 新株式発行等により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>(i) 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を除く。)(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。))の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、<u>会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合、</u> <u>及び2020年11月10日付の取締役会決議に基づ</u></p>

<p>調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>（ii） 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権並びに<u>第24回新株予約権及び第25回新株予約権</u>を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p style="text-align: center;">（後略）</p>	<p><u>き当社普通株式を交付する場合を除く。）</u></p> <p>調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>（ii） 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権並びに<u>第25回新株予約権、第27回新株予約権及び第28回新株予約権</u>を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p style="text-align: center;">（後略）</p>
---	---

第3回新株予約権付社債

現行要項	変更案
<p>(前略)</p> <p>12. 本新株予約権の内容</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法</p> <p>(中略)</p> <p>(二) 転換価額の調整</p> <p>(中略)</p> <p>② 新株式発行等により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>(i) 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を除く。)(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。)の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、<u>及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。</u>)</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日(募集に際し</p>	<p>(前略)</p> <p>12. 本新株予約権の内容</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法</p> <p>(中略)</p> <p>(二) 転換価額の調整</p> <p>(中略)</p> <p>② 新株式発行等により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>(i) 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を除く。)(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。)の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、<u>会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合、及び2020年11月10日付の取締役会決議に基づき当社普通株式を交付する場合を除く。</u>)</p>

<p>て払込期間を定めた場合はその最終日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(ii) 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(但し、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権並びに第24回新株予約権及び第25回新株予約権を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。)を発行又は付与する場合(無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。)</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日(払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(後略)</p>	<p>調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(ii) 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(但し、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権並びに第25回新株予約権、第27回新株予約権及び第28回新株予約権を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。)を発行又は付与する場合(無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。)</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日(払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(後略)</p>
--	--

第25回新株予約権

現行要項	変更案
(前略)	(前略)

<p>11. 行使価額の調整</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 新株式発行等により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>① 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を除く。)(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。)の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、<u>及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。</u>)調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>② 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(但し、第2回無担保転換社</p>	<p>11. 行使価額の調整</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 新株式発行等により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>① 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を除く。)(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。)の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、<u>会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合、及び2020年11月10日付の取締役会決議に基づき当社普通株式を交付する場合を除く。</u>)調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>② 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求</p>
---	--

債型新株予約権付社債及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権並びに第24回新株予約権を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。)を発行又は付与する場合(無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(後略)

できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(但し、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権並びに第27回新株予約権及び第28回新株予約権を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。)を発行又は付与する場合(無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(後略)